

こちらは、大阪市水道局と直接給水契約がある飲食店等の方へのご案内ページです。

1 特例減免申請期間

令和3年4月20日（火曜日）から令和3年7月31日（土曜日）まで
郵送の場合、令和3年7月31日（土曜日）消印有効

2 特例減免申請必要書類

- ・申請書
 - ・誓約書
 - ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し
 - ・酒類の提供がわかるメニュー表の写し等
 - ・売上額の減収内容を証する資料（令和元年と令和2年の売上額を比較できるもの）
 - ・対象店舗の情報（飲食店等の要件等確認用）
- 【すでに納入通知書またはクレジットカードで水道料金等をお支払いいただき、還付をご希望の場合は、以下の書類も必要です。】
- ・口座番号の分かるもの（通帳やキャッシュカードの写し）

3 特例減免申請方法

大阪市行政オンラインシステムから申請してください。

大阪市行政オンラインシステムでの申請の留意点

- ・申請には「大阪市行政オンラインシステム」の利用者登録（個人または事業者として登録）が必要です。登録方法は、システム操作マニュアル（利用者情報を登録する）をご覧ください。
- ・迷惑メール設定をされている方は、利用者登録の前に、「@city.osaka.lg.jp」のメールが受信できるよう設定を変更してください（ご使用のスマートフォンの設定によって迷惑メールと判定され、必要な通知が届かない可能性があります）。

オンライン申請がご利用いただけない場合は郵送申請もご利用いただけます。

郵送申請の留意点

- ・申請書等に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、レターパックなどの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【送付先】

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階
大阪市水道局総務部お客さまサービス課特例減免制度担当

水道局と直接給水契約がある飲食店等

